

# 一人親家庭等の皆さんへ 支援制度のお知らせ



問い合わせ こども支援課 ☎229-3155 FAX 229-3451

津市では一人親家庭等の皆さんが安心して子育てしながら働き、子どもたちが健やかに育つことができるよう、生活支援や就業支援など、さまざまな支援を行っています。支給要件など詳しくはお問い合わせください。

## お金に関すること(生活支援)

### 児童扶養手当

次のいずれかに該当する18歳になる日以後の最初の3月31日までの児童(心身に中程度以上の障がいがある場合は20歳未満)を養育している父、母または父や母に代わって児童を養育している人(養育者)に対して手当が支給されます。

- 父母が婚姻を解消した児童
- 父または母が死亡した児童
- 父または母に重度の障がい(国民年金の障がい等級1級程度)がある児童
- 母が婚姻によらないで懐胎した児童 など

#### 支給額(児童1人当たりの月額)

対象児童	全部支給	一部支給
1人目	4万3,070円	4万3,060円～1万1,600円
2人目	1万1,700円	1万1,600円～5,090円
3人目以降(1人につき)	6,100円	6,090円～3,050円

※一部支給は所得に応じて決まります。

### 児童援護金

児童扶養手当の受給資格者で、本人の所得制限超過により全額支給停止となる場合、その超過額が40万円を超えない範囲であれば児童援護金が支給されます。

**支給額** 月額8,010円～2,480円 ※支給額は所得金額によって異なります。



### 母子父子寡婦福祉資金貸付金制度

一人親家庭や寡婦に該当する人の経済的自立を図るため、子どもの進学や親自身の技能習得などに資金を貸し付ける制度です。貸付金の種類によって、貸し付けの限度額や条件が異なるので、詳しくはお問い合わせください。



## 仕事に関すること(就業支援)

給付を受けるには事前相談が必要です。事前相談の予約は直接窓口または電話で、こども支援課、各総合支所市民福祉課(福祉課)へご連絡ください。

### 自立支援教育訓練給付金

一人親家庭の親で、医療事務や介護福祉などの仕事に必要な技能や資格を取得するため、厚生労働大臣の指定を受けた教育訓練講座を受講し、修了した場合に受講費用の6割相当額を支給します。支給には受講前に申請し、対象講座の指定を受ける必要があります。

### 高等職業訓練促進給付金

一人親家庭の親で、看護師、保育士など就業に有利となる資格取得のため1年以上養成機関で学ぶ場合に、生活費の補助として給付金を支給します。



### 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

一人親家庭の親または児童が、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座(通信講座を含む)を受講する場合に、受講費用の一部を支給します。



### 自立支援プログラム策定事業

就業を希望する児童扶養手当受給者を対象に、母子・父子プログラム策定員がハローワークなどの関係機関と連携して就業と自立を支援します。

**相談日** 毎週火・木曜日9時～17時 ※祝・休日、年末年始を除く)